春日居郷土館
屋上防水改修工事

笛吹市

続番	図面番号	図　面　名　称	縮　尺
1	A － 01	特記仕様書	No Scale
2	A － 02	案内・配置図	1:300
3	A － 03	屋根伏図	1:200
4	A － 04	屋根伏図（面積表）	1:200
5	A － 05	矩形図１	1:50
6	A － 06	矩形図２	1:50
7			
8			
9			
10			
11			

春日居郷土館　屋上防水改修工事

特　記　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1	工事名称	春日居郷土館　屋上防水改修工事
2	工事場所	山梨県笛吹市春日居町寺本170-1
3	主要用途	郷土館(博物館)
4	主要構造	鉄筋コンクリート
5	工事の概要	屋上防水の改修工事

Ⅱ　　築　工　事　仕　様

1．共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(最新版）」、　（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
ただし，「改修標準仕様書」に記載されていない事項は，「公共建築工事標準仕様書（最新版）」(以下「標準仕様書」という。）による。
　なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2．特記仕様
1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。⊙ 印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙ 印と⊗ 印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の＜　＞、（　）内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

3．施工基準
　本工事は下記により完全に施工するものとする。
　建築基準法、　消防法、　その他関係政省令、　監督職員の指示事項

4．一般事項
1）提出書類の適用基準類は以下とする。(作成・納品の基準､納品する資料の範囲等)

⊙ 工程表	⊙ 施工計画書	・ 設備機材等選定表	・ 機器類製作図
⊙ 施工図面	⊙ 工程写真	⊙ 完成写真	⊙ 試験成績表
⊙ 保証書類	・ 取扱説明書	⊙ 完成図面	⊙ 納品書
⊙ 工事日報	・ 機器類完成図	⊙ 届け出書類等の控え	

2）工事進歩状況報告書を提出（毎月１回月末）し、インターネットでの提出も可とする。
3）火災保険の加入期間は、工期に１４日以上の日を加えた日までとする。
4）グリーン購入法に基づき、基本方針で指定された品目については、判断基準による仕様を満足すること。
5）高度技術・創意工夫・社会性等実施状況について、請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することが出来る。
6）適正な下請負契約を確認するため、下請負届を提出する場合は次の書類を添付すること。
　a　下請負契約書（請書等）の写し（元請負額が500万円以上）
　b　下請負業者の建設業許可書の写し（下請け金額が建築は1,500万円以上）
　c　下請負業者における「指定建設業監理技術者資格証」の写し
　　（下請け金額が建築は1,500万円以上）

5．工事範囲
　設計図書、現場説明及び工事契約書による。

6．特記事項
1）材料搬入は、荷揚げ作業用重機を使用する。
2）本設計図のうち、外部足場は施設の状況、作業方法により変動するため設置位置については図面等に記入の寸法・形状は参考とする。
3）高所作業を伴うので、必要に応じて作業上での安全及び周囲への安全の配慮のための仮設工を行い、又これらは関係者と充分協議して決定する。
4）施設は通常運営中であるため、施設の通常業務に支障が無いよう配慮すること。
5）耐風圧固定強度は建築基準法の基準風圧力を十分満足する仕様とし、耐風圧固定強度計算書を監督員に提出の上、施工前に承認を得るものとする。
6）耐風圧を考慮した引抜き強度は下記によるもとする。
　※アンカー引抜き基準強度　ＲＣ：3,500Ｎ/本　以上
　　引抜き試験：各屋根３箇所　以上
　引抜き試験は本工事に含むものとし、試験は監督員立会いのもと行うものとする。
　引抜き試験結果により機械的固定工法の固定ピッチを決定し、詳細図を提出すること。
　なお、引抜き試験が基準強度に満たない場合は監督員と協議する。
7）塩ビ防水シートはポリエステルクロス同等の品質を確保するとともに、過度の引張力を加えないこと。補強材の使用等で強度が確保できる場合は、同等とみなすこともできる。
　なお、固定盤・固定鋼板・脱気筒等はメーカーの推奨する製品を使用すること。
8）保証期間は１０年以上とする。なお、開始日は引き渡し日からとする。

7．共通事項
1）共通費実態調査
　本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事積算に積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。
　尚、調査票は、監督職員から配布するものとする。
2）産業廃棄物
　本工事で発生する産業廃棄物は適正に処分すること。
　また、建築副産物実態調査の対象工事であるため、請負者は「建築リサイクルデータ統合システムーＣＲＥＤＡＳ」により、再生資源利用計画書等を作成し、電子データをＦＤ等により監督職員に提出すること。

8．補足事項
1）本工事に使用する建設機械は「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
2）暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除
　a　請負者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合はその旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い捜査上必要な協力を行うこと。
　b　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに発注者と協議すること。
　c　請負者が（ａ）の報告等を怠った場合は、「笛吹市建設工事に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置を行うこととする。
3）不正軽油使用の排除
　a　請負者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
　b　請負者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合にはその調査に協力しなければならない。

9．主任技術者又は監理技術者の選任について
1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間：工事始期日以降30日以内）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
1 一般共通事項	①. 一般事項	⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
	②. 適用基準等	⊙ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ⊙ 建設大臣官房官庁営繕部監修の工事写真の撮り方（改定第２版）
	④. 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）〈1.1.4〉 　受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 （請負額が2,500万円未満の場合は、受注時のみ） ・ 適用しない
	⑦. 事故報告	〈1.3.10〉 　工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，事故報告書を指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑧. 建築材料等	環境への配慮 〈1.4.1〉 ※ ホルムアルデヒド仕様 　使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。 　普通合板，複合フローリング等　：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆ 　パーティクルボード，MDF（中質繊維板）：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆ 　クロス類　：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆ 　内装工事に使用する塗料及び接着剤　：化学物質等製品安全データシート(MSDS)等にホルマリン 材料の品質等 〈1.4.2〉 ※ 本工事に使用する材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとし，その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 　特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又は，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。
	⑩. 特別な材料の工法	「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
	12. 設計ＧＬ	・ 図　示　　※ 現状平均地盤高
	⑬. 技能士	・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。〈1.6.2〉 ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。

適用工事種別	適用技能士検定職種（作　業）
以下の該当工事	⊙ 該当する作業がある以下の職種（作業）のすべて
鉄筋工事	・ 鉄筋施工（鉄筋工事作業）
コンクリート工事	・ 型枠施工（型枠工事作業） ・ コンクリート圧送（コンクリート圧送工事作業）
鉄骨工事	・ とび（とび作業）
防水工事	⊙ 防水施工（ ・ アスファルト防水工事作業 ⊙ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ）
木工事	・ 建築大工（大工工事作業）
屋根及びとい工事	・ 建築板金（内外装板金作業） ・ スレート施工（石綿スレート工事作業） ・ かわらぶき（かわらぶき作業）
金属工事	・ 内装仕上施工（鋼製下地作業）
左官工事	・ 左官作業
塗装工事	・ 塗装（建築塗装作業）
内装工事	・ 内装仕上施工（ ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上工事作業 ・ カーテン工事作業　）

技能士を適用しないとした職種でも、１級、２級又は単一技能士の配置に努めること。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
	⑮. 完成図等	〈1.8.1〉〈1.8.2〉〈1.8.3〉 完成図書作成・提出要領（山梨県基準・規定）により作成する。
	⑰. 設備工事との取合い	施工範囲　各工事の区分表による。 施 工 図　設備機器の位置，取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
2 仮設工事	1. 仮囲い	※ 設ける 　仮囲いの位置及び延長は図示による。 　・成形鋼板（H=　）・波形鉄板（H=　）※バリゲート 　・キャスターゲート（H=　，W=　）×　箇所 ・ 設けない
	②. 交通誘導員	⊙ 配置する（資材搬出入時）
	③. 工事表示板	※ 設置する　　設置枚数　１枚
	④. 足場その他	内部足場　・ 脚立、足場板等 〈2.2.1〉 外部足場　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種 〈表2.2.1〉 防護シート　※ 設ける　・ 設けない 材料の運搬　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種 〈表2.2.2〉 　・ Ｄ種　※ Ｅ種 　昇降用くさび緊結式足場を設ける。 　外部足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	⑦. 監督職員事務所	・ 設ける　⊙ 設けない
	⑧. 工事用水	構内既存の施設　⊙ 利用できる（・ 有償　・ 無償） ・ 利用できない
	⑨. 工事用電力	構内既存の施設　⊙ 利用できる（・ 有償　・ 無償） ※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く ・ 利用できない
	⑩. 工事用通路	※ 指定しない　・ 指定する（図示）

3 防水改修工事

1．アスファルト防水

改修工法の種別 〈3.1.4〉〈3.3.3〉〈表3.1.1〉〈表3.3.3? 10〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所
A-2		基礎廻り床
A-2		基礎立上り

アスファルトの種類　※ ４種 〈3.2.2〉

脱気装置　・ 設ける　・設けない 〈3.3.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

〈3.3.2〉〈3.3.5〉

2．伸縮調整目地
※ 成型伸縮目地（天端　ＥＰＴゴム，サイド　ブチルゴム製）

3．改質アスファルトシート防水

改修工法の種別 〈3.1.4〉〈3.4.3〉〈表3.1.1〉〈表3.4.1? 2〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
AS	P1AS	基礎廻り床	※ カラー ・打合せによる
AS		基礎立上り	

脱気装置　・ 設ける　・ 設けない 〈3.4.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

④. 合成高分子系ルーフィングシート防水

改修工法の種別 〈3.1.4〉〈3.5.3〉〈表3.1.1〉〈表3.5.1〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
S-M2	機械的固定工法	平場	※ カラー ・打合せによる
S-M2	機械的固定工法	立上り(収蔵室屋上)	
S-F2	接着工法	立上り	

脱気装置　⊙ 設ける　・ 設けない 〈3.5.3〉
　種　類　・ 平面部脱気筒　・ 立上り部脱気盤　型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

⑤. 塗膜防水

改修工法の種別 〈3.1.4〉〈3.6.3〉〈表3.1.1〉〈表3.6.1〉

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
X-2	環境対応型水硬化ｳﾚﾀﾝ	基礎天端	※ カラー ・打合せによる

脱気装置　・ 設ける　⊙ 設けない 〈3.6.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

⑥. シーリング材料の種別及び施工箇所　〈3.7.2〉〈表3.7.1〉
※ 被着体に応じたものとし、改修標仕表３．７．１を標準とする。
・ 改修標仕表３．７．１によらない箇所及びシーリング材料

改修標仕表３．７．１によらない箇所	シーリング材料
端末処理	変成シリコーン系

7．シーリング改修工法

改修工法の種別 〈3.1.4? 7〉〈表3.1.2〉

改修工法の種類	施工箇所
・ シーリング充填工法	
・ シーリング再充填工法	
・ 拡幅シーリング再充填工法	
・ ブリッジ工法	

8-1 鉄筋工事

1．鉄筋の種類 〈8.2.1〉

規格名称	種類の記号	径(mm)
鉄筋コンクリート用棒鋼	※ ＳＤ２９５Ａ ※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１６以下 ※ Ｄ１９以上

2．溶接金網　※JIS G 3551規格品（ ※ 6.0φ×100×100　・　）〈8.2.2〉
3．鉄筋の継手　径 19 mm 以上　※ ガス圧接　・ 重ね継手 〈8.3.4〉
4．柱の帯筋　・ Ｈ型　※ W? Ⅰ型　・ W? Ⅱ型 〈8.3.4〉〈図8.3.4〉
5．圧接完了後の抜取試験　※ 超音波探傷試験　・ 引張り試験 〈8.3.9〉

8-2 コンクリート工事

1．設計基準強度　普通コンクリート（Ｎ/mm2）〈8.1.3〉

設計基準強度	適用箇所
※ 21	基礎

2．レディーミクストコンクリート　類別　※ Ⅰ類　・ Ⅱ類 〈8.1.3〉〈表8.1.1〉

3．打放し仕上げの種別 〈8.1.4〉〈表8.1.3〉

種別	適用箇所
・ Ａ種	
※ Ｂ種	基礎
・ Ｃ種	

4．セメントの種類　※ 普通ボルトランドセメント又は混合セメントのＡ種 〈8.2.5〉
5．骨　材　細骨材の塩分含有量（NaCl換算）　※ 0.04 %wt 以下 〈8.2.5〉
6．混和材料　混和剤　※ AE剤又はAE減水剤標準形Ｉ種 〈8.2.5〉

7．軽量コンクリート 〈8.10.1〉〈表8.10.1〉

種別	適用箇所	気乾単位容積質量（ton/m3）

8．無筋コンクリート　適用箇所は〈6.14.1〉によるほか、下記による。〈6.14.1〉

適用箇所

9．型　枠　せき板の種類　※ 合板 〈8.2.6〉
　せき板の塗料　※ 無　・ 有
10．コンクリートの打込み工法　※ 流込み工法　・ 圧入工法 〈8.19.8〉〈8.21.5〉
11．既存部分の撤去　既存仕上げの撤去範囲　※ 図示 〈8.19.2,3〉
　既存躯体の撤去範囲　※ 図示

8-3 あと施工アンカー工事

1．　と施工アンカー 〈8.2.4〉
※ 接着系アンカー　〔引張耐力　38.2（KN），せん断耐力　（KN）〕
　接着剤　※ 有機系　・ 無機系
・ 金属系アンカー　〔引張耐力　（KN），せん断耐力　（KN）〕
　打込み方式　※ 本体打込み式
2．あと施工アンカーの試験　性能確認試験　※ 行わない　・ 行う 〈8.2.4〉
　施工確認試験　※ 行う　・ 行わない 〈8.11.5〉
3．接着系アンカー　樹脂カプセルアンカーの仕様は以下の同等品とする。
　ケミカルアンカー（日本デコラックス）
　ARケミカルセッター（旭化成工業）

8-4 鉄骨工事

1．鉄骨製作工場 〈8.1.5〉
※ 下記のグレード以上の性能評価機関の性能評価を受けて，国土交通省の認定を受けた工場
　・ Ｓ　・ Ｈ　・ Ｍ　・ Ｒ　⊕ Ｊ
・ 本物件と同等規模構造の施工実績を有している工場で，監督職員の承諾する工場

2．鋼材の種類 〈8.2.7〉〈表8.2.5〉

材質	規格	等
・ SS400	※規格品（JIS G 3101）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ SSC400	※規格品（JIS G 3350）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ STK400	・規格品（JIS G 3444）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ STKR400	・規格品（JIS G 3466）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ SN400	・規格品（JIS G 3136）	
・ SN490	・規格品（JIS G 3136）	

3．高力ボルト 〈8.2.8〉

ボルト種別	セットの種類
※トルシア形高力ボルト	※２種(S10T)
・ＪＩＳ形高力ボルト	※２種(F10T)
・溶融亜鉛メッキ高力ボルト	※１種(F8T相当)

4．溶接部の試験　※超音波探傷試験 〈8.14.11〉〈8.14.12〉
5．錆び止め塗装　〈7.3.2〉による。〈8.16.3〉
6．亜鉛めっき　(7.12.3) による。

7．耐火被覆 〈8.17.2〉〈8.17.4? 7〉

種別	材料及び工法製造所	備考
・ラス張モルタル	標仕15章2節による	
・耐火材吹付け	建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの	※半乾式　・湿式
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		

8．アンカーボルト　材質　※ＳＳ４００　・ＳＮＲ４００Ｂ　(7.2.4)
9．既存部分の撤去　撤去範囲　※ 図示 〈8.20.2〉

特記事項	
1	
2	
3	

承認	所長	担当	設計	縮尺 S=1:50 原版用紙ｻｲｽﾞ A3ｻｲｽﾞ

工事名称	春日居郷土館　屋上防水改修工事	A-01
図面名称	特記仕様書	

案内図

工事場所：山梨県笛吹市春日居町寺本170-1

足場設置W900

A

B

C

D

E

F

春日居郷土館

道路

H23.3施工済

道路

配置図　S=1：300

特記事項	
1	
2	
3	

承認	所長	担当	設計	縮尺	工事名称	春日居郷土館　屋上防水改修工事	A-02
				S=1:750			
				原版用紙ｻｲｽﾞ A3ｻｲｽﾞ	図面名称	案内・配置図	

		平場	立上（トップライト共）	その他
一般屋上	既存	コンクリート金ゴテ下地 歩行用露出シート防水t=2.0	コンクリート金ゴテ下地 歩行用露出シート防水t=2.0	
	改修	高圧洗浄の上、既存防水層撤去 撤去部下地処理：勾配確認、B部：モルタル勾配調整 塩ビシート防水t=2.0(機械固定工法)	高圧洗浄の上、既存防水層撤去 撤去部下地処理：樹脂モルタル塗 塩ビシート防水t=1.5(接着工法)	改修用ドレン、入隅鋼板 平場部脱気筒：ステンレス 端末：既存江戸冠瓦W=180 撤去・再取付 既存水切上端シーリング撤去の上、新設

		平場	立上	その他
収蔵庫屋上	既存	コンクリート金ゴテ下地 シート防水t=1.5 豆砂利コンクリートt=50	コンクリート金ゴテ下地 シート防水t=1.5 モルタル金ゴテ	
	改修	高圧洗浄の上、伸縮目地撤去・新設 撤去部下地処理：勾配確認 塩ビシート防水t=1.5(機械固定工法)	高圧洗浄の上、押えモルタル全部撤去 撤去部下地処理：樹脂モルタル塗 塩ビシート防水t=1.5(機械固定工法)	改修用ドレン、入隅鋼板、立上り部脱気盤 平場部脱気筒：ステンレス 端末：既存江戸冠瓦W=180 撤去・再取付 既存水切上端シーリング撤去の上、新設

特記事項	
1	
2	
3	

承認	所長	担当	設計	縮尺 S=1:200 原版用紙ｻｲｽﾞ A3ｻｲｽﾞ

工事名称　春日居郷土館　屋上防水改修工事

図面名称　屋根伏図

A-03

A	計算式(m)	面積(㎡)
1	10.80 × 17.80 ÷ 2	96.12
2	10.80 × 17.80 ÷ 2	96.12
合計面積		192.24

B	計算式(m)	面積(㎡)
3	0.60 × 2.57 ÷ 2	0.77
4	10.25 × 2.57 ÷ 2	13.17
5	10.36 × 1.12 ÷ 2	5.80
6	14.03 × 0.60 ÷ 2	4.21
7	17.03 × 8.45 ÷ 2	71.95
8	17.80 × 9.65 ÷ 2	85.89
合計面積		181.79

C	計算式(m)	面積(㎡)
9	8.00 × 11.80 ÷ 2	47.20
10	17.80 × 0.55 ÷ 2	4.90
11	19.35 × 11.80 ÷ 2	114.17
12	17.81 × 10.98 ÷ 2	97.78
13	18.00 × 10.80 ÷ 2	97.20
14	24.00 × 10.80 ÷ 2	129.60
合計面積		490.85

D	計算式(m)	面積(㎡)
15	5.80 × 10.30 ÷ 2	29.87
16	5.80 × 10.30 ÷ 2	29.87
合計面積		59.74

記号	延長(m)
①	21,950
②	32,650
③	9,200
合計	63,800

特記事項	1
	2
	3

承認	所長	担当	設計	縮尺 S=1:200 / 原版用紙ｻｲｽﾞ A3ｻｲｽﾞ

工事名称	春日居郷土館　屋上防水改修工事	A-04
図面名称	屋根伏図（面積表）	

特記事項	
1	
2	
3	

承認	所長	担当	設計	縮尺 S=1:50	原版用紙サイズ A3サイズ

工事名称　春日居郷土館　屋上防水改修工事

図面名称　矩形図１

A-05